

「コムストックローン約款」【新コムストックローン・野村證券】一部改正新旧対照表

日本証券金融株式会社

(下線箇所は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>コムストックローン約款</b> <b>【新コムストックローン・野村證券】</b></p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社 <u>野村證券株式会社</u></p> <p><b>第1条（趣旨）</b> （現行どおり）</p> <p><b>第2条（契約の成立および契約期間）</b></p> <p>1 この約款に基づく契約（以下「本契約」といいます。）の申込みは、お客様が、日証金のウェブサイトにおいて、<u>掲示される次の書面の内容を確認・了解のうえ、所定の事項に同意して送信する方法によるものとします。</u></p> <p>(1) <u>コムストックローン約款</u></p> <p>(2) <u>個人情報の取扱いに関する同意事項</u></p> <p>(3) <u>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項</u></p> <p>(4) <u>その他日証金の定める規約等</u></p> <p>(5) <u>お取引に関する重要事項確認書</u></p> <p>(6) <u>コムストックローン有価証券担保差入書</u></p> <p>(7) <u>その他日証金の定める書類等</u></p> <p>2 お客様は、前項の申込みにあたり、日証金の定める本人確認書類を、<u>日証金のウェブサイトにおいて画像をアップロードする方法により送付するも</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>コムストックローン約款</b> <b>【新コムストックローン・野村證券】</b></p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p> <p><b>第1条（趣旨）</b> （省略）</p> <p><b>第2条（契約の成立および契約期間）</b></p> <p>1 この約款に基づく契約（以下「本契約」といいます。）は、<u>お客様から次に掲げる書面の提出を受けることにより申込みを受け、日証金の審査の結果、適当と認められた場合に成立するものとし、契約成立日は日証金がお客様に送付する契約成立の書面に記載する日とします。</u></p> <p>(1) <u>日証金所定のコムストックローン利用申込書・コムストックローン有価証券担保差入書</u></p> <p>(2) <u>提携証券会社所定のコムストックローン有価証券質権設定通知書</u></p> <p>(3) <u>日証金所定のお取引に関する重要事項確認書</u></p> <p>(4) <u>日証金所定のお客様の本人確認書類</u></p> <p>(5) <u>その他日証金の定める書類</u></p>

新	旧
<p><u>の</u>とします。</p> <p><u>3</u> お客様は、日証金が特に認める場合には前2項の全部または一部に代えて、第1項(1)(2)(3)(4)の内容を確認・了解のうえ、日証金の定める次の書類のうち日証金の認める全部または一部を日証金に提出する方法により申込むことができるものとします。</p> <p><u>(1)</u> お取引に関する重要事項確認書</p> <p><u>(2)</u> コムストックローン利用申込書</p> <p><u>(3)</u> コムストックローン有価証券担保差入書</p> <p><u>(4)</u> 提携証券会社所定のコムストックローン有価証券質権設定通知書</p> <p><u>(5)</u> 日証金の定める本人確認書類</p> <p><u>(6)</u> その他日証金の定める書類等</p> <p><u>4</u> 本契約は、日証金がお客様から前3項による申込みを受けて審査の結果適当と認めた場合に成立するものとし、契約成立日は日証金がお客様に送付する契約成立の書面に記載する日とします。</p> <p><u>5</u>～<u>8</u> (現行どおり)</p> <p><u>9</u> 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に定める日証金の更新審査において、適当と認められないものとします。なお、審査の結果、契約を更新できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>(1) 第<u>5</u>項(2)から(7)までに掲げる事項をいずれも充足していること。</p> <p>(2)～(5) (現行どおり)</p> <p><b>第3条 (担保の設定等)</b></p> <p>1～7 (現行どおり)</p>	<p><u>2</u>～<u>5</u> (省略)</p> <p><u>6</u> 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に定める日証金の更新審査において、適当と認められないものとします。なお、審査の結果、契約を更新できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>(1) 第<u>2</u>項(2)から(7)までに掲げる事項をいずれも充足していること。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p><b>第3条 (担保の設定等)</b></p> <p>1～7 (省略)</p>

新	旧
<p>8 お客様は、提携証券会社に対し、第1項に定める有価証券に対する日証金を権利者とする根質権の設定等のための必要な一切の事務手続を依頼するものとします。</p> <p>9～10 (現行どおり)</p> <p><b>第4条 (融資要領)</b></p> <p>1～3 (現行どおり)</p> <p>4 遅延損害金</p> <p>お客様が第2条第7項に定める契約期間満了日においてコムストックローンにかかる債務を返済することができなかった場合または第7条もしくは第15条第3項により期限の利益を喪失した場合は、その支払うべき金額に対し、その翌日から完済される日まで、年率14% (年365日の日割計算) の割合で計算した遅延損害金を支払っていただきます。</p> <p><b>第5条～第9条 (現行どおり)</b></p> <p><b>第10条 (危険負担、免責条項等)</b></p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 お客様より印鑑の届け出がある場合、書類の印影を、お客様の届け出た印鑑と相当の注意をもって照合し、日証金または提携証券会社において相違ないと認めて取引したときは、書類、印章について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害はお客様の負担とし、お客様は書類の記載文言に従って責任を負うものとします。</p>	<p>8 お客様は、提携証券会社に対し、<u>提携証券会社所定のコムストックローン有価証券質権設定通知書に基づき</u>、第1項に定める有価証券に対する日証金を権利者とする根質権の設定等のための必要な一切の事務手続を依頼するものとします。</p> <p>9～10 (省略)</p> <p><b>第4条 (融資要領)</b></p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 遅延損害金</p> <p>お客様が第2条第4項に定める契約期間満了日においてコムストックローンにかかる債務を返済することができなかった場合または第7条もしくは第15条第3項により期限の利益を喪失した場合は、その支払うべき金額に対し、その翌日から完済される日まで、年率14% (年365日の日割計算) の割合で計算した遅延損害金を支払っていただきます。</p> <p><b>第5条～第9条 (省略)</b></p> <p><b>第10条 (危険負担、免責条項等)</b></p> <p>1 (省略)</p> <p>2 書類の印影を、お客様の届け出た印鑑と相当の注意をもって照合し、日証金において相違ないと認めて取引したときは、書類、印章について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害はお客様の負担とし、お客様は書類の記載文言に従って責任を負うものとします。</p>

新	旧
<p>3 (現行どおり)</p> <p>4 次に掲げる事項によりお客様に生じた損害については、<u>日証金および提携証券会社はその責任を負わないものとします。ただし、日証金および提携証券会社に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。</u></p> <p>(1)~(3) (現行どおり)</p> <p>5~7 (現行どおり)</p>	<p>3 (省 略)</p> <p>4 次に掲げる事項によりお客様に生じた損害については、日証金はその責任を負わないものとします。ただし、日証金に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。</p> <p>(1)~(3) (省 略)</p> <p>5~7 (省 略)</p>
<p><b>第11条~第13条</b> (現行どおり)</p>	<p><b>第11条~第13条</b> (省 略)</p>
<p><b>第14条 (契約の終了)</b></p> <p>1 第2条第7項に定める契約期間満了日の到来のほか、次の場合 ((1)の場合においてはコムストックローンにかかる残債務がないとき、(5)から(7)までの場合においては日証金が契約の解約を申し出たときに限ります。)には、本契約は終了するものとします。この場合、コムストックローンにかかる残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに弁済するものとし、第3条の定めに基づき差し入れられた担保は、当該残債務が完済されるまで存続するものとします。</p> <p>(1)~(7) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p><b>第14条 (契約の終了)</b></p> <p>1 第2条第4項に定める契約期間満了日の到来のほか、次の場合 ((1)の場合においてはコムストックローンにかかる残債務がないとき、(5)から(7)までの場合においては日証金が契約の解約を申し出たときに限ります。)には、本契約は終了するものとします。この場合、コムストックローンにかかる残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに弁済するものとし、第3条の定めに基づき差し入れられた担保は、当該残債務が完済されるまで存続するものとします。</p> <p>(1)~(7) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>
<p><b>第15条~第18条</b> (現行どおり)</p>	<p><b>第15条~第18条</b> (省 略)</p>
<p><b>第19条 (経過措置)</b></p> <p>2021年6月21日約款改正実施前に日証金からの通知を受領する方法として</p>	<p><b>第19条 (経過措置)</b></p> <p>2021年6月21日約款改正実施前に日証金からの通知を受領する方法として</p>

新	旧
<p>書面の交付によることを、日証金に対し書面で届出を行ったお客様（同約款改正前の「書面交付希望者」）に限り、当面の間、経過措置として同約款変更前と同様の次の取扱いを受けるものとし、経過措置を廃止する場合には、予告期間をもって通知するものとします。</p> <p>(1) 第2条第<u>5</u>項(6)の充足要件 電話によって日証金が連絡をとれること</p> <p>(2) 第2条第<u>8</u>項なお書きにおける日証金の審査の結果、第4条第3項における融資利率の変更および第9条第2項における月次報告書の交付方法 書面による通知または交付</p> <p>(3)、(4) (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この改正約款は2023年5月27日から実施します。</u></p>	<p>書面の交付によることを、日証金に対し書面で届出を行ったお客様（同約款改正前の「書面交付希望者」）に限り、当面の間、経過措置として同約款変更前と同様の次の取扱いを受けるものとし、経過措置を廃止する場合には、予告期間をもって通知するものとします。</p> <p>(1) 第2条第<u>2</u>項(6)の充足要件 電話によって日証金が連絡をとれること</p> <p>(2) 第2条第<u>5</u>項なお書きにおける日証金の審査の結果、第4条第3項における融資利率の変更および第9条第2項における月次報告書の交付方法 書面による通知または交付</p> <p>(3)、(4) (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>